

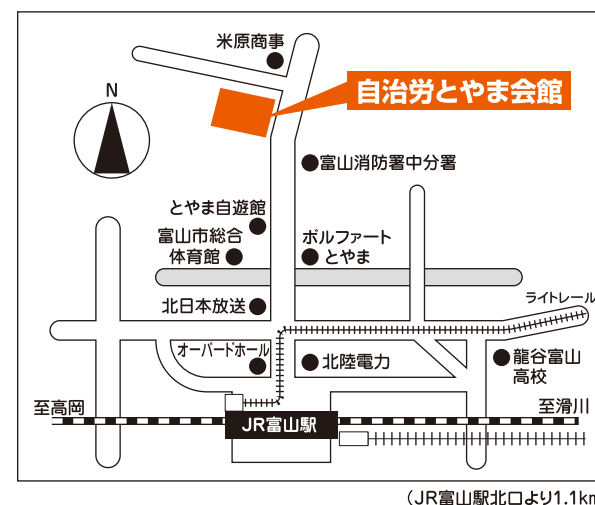


研究会講演
2018年富山県地方財政セミナー
2018年度政府予算と
地方財政計画を読む
地方自治総合研究所 研究員 其田 茂樹

報告
幸せな国オーストラリアから見た日本
富山大学経済学部経営法学科 准教授 雨宮 洋美

開催案内・レポート募集
第37回地方自治研究全国集会の紹介
センター調査研究部会の紹介
自治研センターの調査研究部会に参加しませんか

公益社団法人 富山県地方自治研究センター



会議室のご案内		
●3階大会議室	定員180人	学校式
●301号室	定員 85人	学校式
●302号室	定員 80人	学校式
●303号室	定員 16人	口の字
●304号室	定員 26人	円卓
●305号室	定員 22人	口の字
●306号室	定員 30人	学校式
●308号室(和室)	定員 18人	座卓

交通のご案内	
徒歩	／ JR富山駅北口より15分
地鉄バス	／ 興人団地行き双葉町下車
駐車場	／ 80台収容(無料)

一般財団法人 自治労とやま会館

〒930-0804 富山市下新町8番16号
TEL(076) 441-2200(代)
FAX(076) 441-1155(代)
<http://jt-kaikan.org/>

〈視 点〉

「持続可能な学校」 をめざして



公益社団法人富山県地方自治研究センター理事
富山県教職員組合 執行委員長 能澤 英樹

最近、新聞やニュースで「先生方が超多忙!」「学校はブラック職場だ」などという報道をよく目にしませんか。

この風潮は私たちの願いを上回るほどに力強いものとなり、ついには文部科学省を動かし、現在、中央教育審議会では「学校における働き方改革」について非常に熱い議論が進められています。2017年12月には「中間まとめ」が発出され、「これは学校のすべき仕事、これは地域や行政のすべき仕事」と「仕分け」の結果が示されました。これまで、あらゆることを学校に押しつけてきたやり方に「NO!」を突きつけたのです。

富山県でもその一端として「部活動の週2日の休養日の設定」が県教委の通知として発出されました。これまで、土日も休みなく部活動の指導をしていた先生方がいます。「連続45日の勤務の後、1日休んで、また50日連続勤務」というような働き方を余儀なくされていた先生もおられます。この県教委の通知に対して、ホッとした先生も多かったと思います。しかし、この通知は別の角度から見れば、子どもたちのた

めががんばっている先生のやり方を否定するものとも受け取れます。実際、現場からは反感の声も多々聞こえます。

実は、学校の働き方改革の一番の難しさは、学校の内部、しかも「子どもたちのためにがんばりたい」という教員自身の内面にあります。

私たち富山県教組の判断規準は「持続可能性」です。例えば、富山県の教員採用試験の倍率は全国で最下位となっています。これを改善するためには、学校を働きやすい職場に変えていくことが何よりも大切です。子どもたちのために前進することはよいことですが、後輩がついて来られないような働き方では未来の子どもたちのためになりません。

これを読んでおられる皆さんも、ぜひ、「持続可能な学校」について考えてみてください。それを家族や知人にお話ししていただければ、その世論がまた働き方改革を後押しする流れになります。私たち富山県教組も、子どもの姿と現場教職員の声から出発する組合運動の基本を大切に、対話を重ね、粘り強く改革を推進していきます。

視 点

「持続可能な学校」をめざして

公益社団法人富山県地方自治研究センター理事
富山県教職員組合 執行委員長

能澤 英樹

2

研究会講演

2018年富山県地方財政セミナー

2018年度政府予算と地方財政計画を読む

地方自治総合研究所 研究員 其田 茂樹

4

報 告

幸せな国オーストラリアから見た日本

富山大学経済学部経営法学科 准教授 雨宮 洋美

17

開催案内・レポート募集

第37回地方自治研究全国集会の紹介

22

センター調査研究部会の紹介

自治研センターの調査研究部会に参加しませんか

23

2018年度政府予算と 地方財政計画を読む



地方自治総合研究所
研究員

其田 茂樹さん

はじめに

今回もこのような機会をいただき、ありがとうございます。雪のため交通機関に影響が出ているようですが、新幹線はほぼ定刻に走っております。

今回のわたしの話について、結論を先取りしますと、この6月にも公表されるであろういわゆる「骨太の方針」2018に注目する必要があるということになります。

2018年度がそれほど重要でないと思し上げるつもりはありませんが、これからお話ししますように、2018年度までは地方の一般財源総額の規模が確保されることや、大きな制度の変更が見込

まれていないことなどから、例年の傾向と大きく異なる点は少なそうです。

ただし、全ての都道府県や市町村を合わせた地方財政全体の規模が確保されるからといって、個別の自治体において財源が確保されるということにはならないということについては、留意しておく必要があります。

また、今回のテーマについては、『月刊自治研』2018年2月号においても詳しく紹介されており、ここから、少しずつ中身に入って参りますが、2018年度の予算とセツトで2017年度の補正予算が提出されていますので、この内容から確認しておきましょう。

2017年度補正予算

2017年度補正予算は、1. 生産性革命・人づくり革命4、822億円、2. 災害復旧等・防災・減災事業1兆2、567億円、3. 総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施策3、465億円、4. その他喫緊の課題等への対応6、219億円の2兆7、073億円からなっています。なお、この補正予算は、2018年2月1日に成立しています。

このことは、毎年のように申し上げていることですが、そもそも、補正予算というのは、どのようなときに編成されるものなのでしょうか。財政法の規定を確認すると、29条に「内閣は、次に掲げる場合

に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる」と定めています。では、補正予算を編成するのは、どのような場合でしょうか。一部省略しますが、第1項には、「法律上又は契約上の国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出又は債務の負担を行うため必要な予算の追加を行う場合」、とあります。ほとんどの補正予算がこれを理由に編成されています。なお、第2項には、「予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合」とあります。実は、2016年度補正予算においては、この第2項に基づく



2018年度の留意点
毎年度、赤字国債を発行して地方交付税を措置している現状を踏まえれば、各団体の基金残高の増加要因等を分析・検証し、国・地方を通じた財政資金の率的配分に向け、地方財政計画への反映等につなげていく必要。

補正予算が編成されました。すなわち、税収が当初予算で見込んだ金額よりも下回る見通しとなったため、歳入を追加ではなく減額するという補正をおこなったものです。2017年度においては、第1項によるものだけだったわけですが、改めてその内容を確認してみしましょう。

危機対応モードから

平時モードへ

まず、災害復旧等・防災・減災事業、特に、災害復旧等については、先に述べた財政法29条の趣旨に沿った補正といえそうです。しかし、たとえば、「自衛隊の運用態勢の確保」となるといかがでしょう。なお、この数年、毎年のようにこうした項目で補正予算が計上されています。自衛隊への賛否は今も問われないとしても、毎年のように追加的な財政措置が必要となる「運用態勢」には疑問を持たざるを得ません。

また、生産性革命・人づくり革命は、2018年度予算で実施する施策を前倒して実施しようというものです。これは、特に不況期において、関連ある事業を素早

く実施することにより民間企業等の受注につながるという効果を期待して行うものです。しかし、政府見解において景気は上昇基調であるようですので、漫然と継続すべき施策かどうか検討の余地があるのではないのでしょうか。

これからの話との関係でいえば、地方財政計画（用語解説）においては、リーマン・ショック後の「危機対応モード」によるものとされてきた歳出特別枠が廃止され、「平時モード」へと移行することになっています。国の予算編成においても、不況対策として行われてきた「15か月予算」を見直す必要があるのではないのでしょうか。

2018年度政府予算

(1)「骨太」と概算要求基準

2015年度からの

地方財政計画と同水準

先ほど、「骨太」2018に要注目であることは申し上げました。また、2018年度までは、地方の一般財源総額が一定水準に

ね差し支えないように思われます。

政府予算案に対する 県知事コメント

富山県では、2017年12月22日に「平成30年度政府予算案等」についての知事コメントを発表しています。これは、県のウェブサイトに公開されているものです。

総括的な評価を知りたくて最後の文章から読んだのですが、これを読んだとき、職員の方がウェブサイトに公開するにあたってミスをしたのかと思いました。

というのは、「税制改正や政府予算案については、これまでの地方の声を受け止め、一定程度地方への配慮がなされた」と評価しているが、国においては、今後とも、東京一極集中の是正をはじめとする我が国の抱える構造的問題の抜本的改革、地方創生をはじめとする『一億総活躍社会』の実現に向けた政策を積極的に打ち出していくことができることを期待する」という文言が前年のものと全く同じだったのです。よく読めば、2017年度のものは引用部分の前が「平成29年度の」となっているのに対し、最新のものは、「今回の」となっ

ていましたし、別の箇所を読めば、これからご紹介する「人づくり革命」や「生産性革命」といった2018年度予算のトピックスが盛り込まれていたので間違いはなかったわけですが、最後の文章がほぼ同じとなるということは、富山県としても、2018年度予算に関しては、それほど大きな影響を受けないと評価しているということなのかもしれません。

(2) **2018年度政府予算案**

図表2は、財務省のウェブサイトに掲載されている2018年度予算のポイントです。「革命」という言葉が二つも並び、いかにも過激な感じがしますが、中身をみるとこれまでも議論されてきた内容が並んでおり、それほど新鮮な感じは受けません。気になる点についてごく簡単に触れておきたいと思います。

「人づくり革命」
「生産性革命」「財政再建」

まず、「人づくり革命」に関して気になるのは、幼児教育の「段階的」無償化という点です。所得

図表2 2018年度予算のポイント (出所) 財務省ウェブサイト。

「経済・財政再生計画」の集中改革期間の最終年度の予算として、**経済再生と財政健全化を両立する予算**

人づくり革命

- 人生100年時代を見据え、社会保障制度を全世代型社会保障へ転換し、**人への投資**を拡充。
- ・ 保育の受け皿拡大
 - ・ 保育士の処遇改善
 - ・ 幼児教育の段階的無償化
 - ・ 給付型奨学金の拡充 等

生産性革命

- 持続的な賃金上昇とデフレからの脱却につなげるため、**生産性向上のための施策を推進。**
- ・ 地域の中核企業や中小企業による**設備・人材への投資の促進**
 - ・ 賃上げや生産性向上等のための**税制上の措置の実施**
 - ・ 産学官連携での**研究開発**等の支援
 - ・ 生産性向上のための**インフラ整備**への重点化 等

財政健全化

- **財政健全化も着実に進展。**
- ・ 一般歳出、社会保障関係費の伸びについて、「**経済・財政再生計画**」の「**目安**」を達成（28～30年度の3年間でそれぞれ1.6兆円程度、1.5兆円程度）。
 - ・ 安倍内閣発足以来、**国債発行額**を6年連続で**縮減**（29年度：34.4兆円⇒30年度：33.7兆円）。
 - ・ **一般会計プライマリーバランス**も**改善**（29年度：▲10.8兆円⇒30年度：▲10.4兆円）。

ね差し支えないように思われます。

政府予算案に対する

県知事コメント

富山県では、2017年12月22日に「平成30年度政府予算案等についての知事コメント」を発表しています。これは、県のウェブサイトに公開されているものです。総括的な評価を知りたくて最後の文章から読んだのですが、これを読んだとき、職員の方がウェブサイトに公開するにあたってミスをしたのかと思いました。

ていましたし、別の箇所を読めば、これからご紹介する「人づくり革命」や「生産性革命」といった2018年度予算のトピックスが盛り込まれていたので間違ひではなかったわけですが、最後の文章がほぼ同じとなるということは、富山県としても、2018年度予算に關しては、それほど大きな影響を受けないと評価しているということなのかもしれません。

(2) 2018年度政府予算案

図表2は、財務省のウェブサイトに掲載されている2018年度予算のポイントです。「革命」という言葉が二つも並び、いかにも過激な感じがしますが、中身をみるとこれまでも議論されてきた内容が並んでおり、それほど新鮮な感じは受けません。気になる点についてごく簡単に触れておきたいと思います。

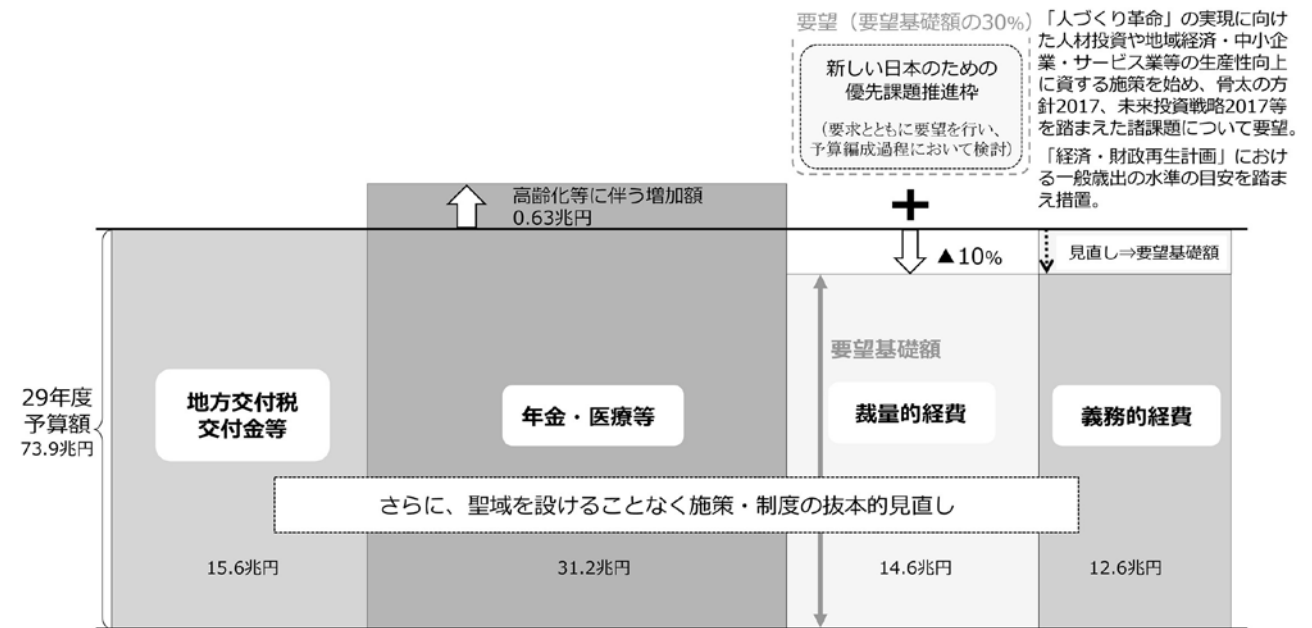
「人づくり革命」

「生産性革命」「財政再建」

まず、「人づくり革命」に関して気になるのは、幼児教育の「段階的」無償化という点です。所得

(出所) 財務省ウェブサイト。

図表1 2018年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



※１ 地方交付税交付金等については「経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、平成30年度の衆議院議員総選挙に必要な経費の増等の特殊要因について加減算。東日本大震災復興特別会計への繰入は、「平成28年度以降５年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」に従って所要額を要求。

※２ 「幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方について最早急に検討を進める」との方針を踏まえた対応については、財源と合わせて、予備編成過程で検討。

確保されることもすでお話ししました。その根拠となるのは、2015年の「骨太」に記載された「経済・財政再生計画」です。そこには、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保する」とあります。

め、それに基づく議論と検討を予
算編成に反映させる、②中長期的
な成長に向け、人材への投資を通
じた経済社会の生産性の向上が重
要であり、社会保障の持続可能性
を高めるとともに、人材投資や研
究開発投資等を強化する、などと
なっています（後日注）。その後の
国会における働き方改革のデータ
と①との関係はいかがでしょう
か？）。

これらを受けた概算要求基準
は、2017年7月20日に閣議了
解されており、それをイメージ図

したがって、地方自治体全体の歳出規模については、概ね確保されると考えて差し支えないのです。2018年度予算に影響を与える2017年の「骨太」は、2017年6月9日に閣議決定されています。その第4章は、「当面の経済財政運営と平成30年度予算編成に向けた考え方」となっています。

にしたものが**図表1**です。

例年同じような図をご覧に入れているところですが、各年度の方針が反映されるのが右上の「新しい日本のための優先課題推進枠」です。「骨太」のほか、「人づくり革命」や「未来投資戦略2017」という文字が見えるかと思います。

この点、最初に紹介した『月刊自治研』2月号の2018年度予

それによると、平成30年度予算編成は、①経済財政諮問会議において、改革の進捗管理、点検、評価を強化し、証拠に基づく政策立案（EBPM）の視点も踏まえ、エビデンスの充実をより一層進

算を紹介した論考においては、あいつく看板の掛け替え」という節を設けていますが、この、あいついで掛け替えられた看板が各年度の「新しい日本のための優先課題の推進枠」とされていると考えて概



(3) 2018年度税制改正

新たな分断

……給与所得増税ほか

税制改正についても、地方自治体と関わるの強いものを中心に簡単に整理しておきたいと思います。法人課税において賃上げ・生産性向上のための税制、地方拠点税制の見直しなどを通じて生産性革命を後押ししようとしていますし、報道等でもよく紹介されたのは、年収850万円以上の給与所得者に対する「増税」が実施されるということです。増税といっても、税率の引き上げではなく、控除に関する見直しにより実行されるものです。時間の関係で詳しい内容に立ち入ることは避けますが、ここでも、新たな分断の線が引かれているようです。

消費税の清算基準の抜本的な見直しについて、先ほど紹介した富山県のウェブサイトに掲載された知事コメントによれば、これにより、富山県では15億円程度の増収が見込まれているということです。多くの県において増収となる

見直しなのですが、これも、減収となる東京都をはじめとする地域との間に分断を生じさせる可能性があります。国のおかげで都市部から税収が剥がされて増収となることを喜んでばかりもいられないのではないのでしょうか。

国際観光旅客税、森林環境税

次に、新税導入の動きについて触れます。先ほど、観光庁との関係で触れたのは、国際観光旅客税という新税で、これは、2019年1月7日から出国旅客に対して1,000円の負担を求めるというものです。出国旅客には、海外から日本に来てその後出国される方も、海外に旅行に出かける日本の方も、また、海外出張であつても含まれます。単に「出国税」というほうがわかりやすいように思うのですが、仮につけられた税の名前は、国際観光旅客税というものです。

地方自治体にとって、もっと重要なのは、税制改正では「検討」となっていますが、森林環境税・森林環境譲与税（いずれも仮称）の動向です。これらはいずれも国

水準などで無償化される対象を選別することになるのだと思われるですが、一度、対象外となった家庭にとって、数年後その選別が行われなくなったとしても、その子はいまだ幼児教育の対象ではなくなっている可能性もあります。個人間であれ、地域間であれ、国の施策によって相互に分断の線を引くというのはあまり望ましくないように思われます。

次に、「生産性革命」についてです。財務省では、図表2に掲げたポイントとは別に「主要経費別内訳」というものも公表しています。ここで、中小企業対策費という項目をみると、前年度より30億円（2.2%）減少していることが確認できます。それでいて、地域の中核企業や中小企業による設備・人材への投資の促進がポイントとなっているのはいかがでしょうか。もちろん、それぞれ費目のくくり方が違いますので一概にはいえませんが、主要経費別一覧の備考欄をみると、「景気回復を反映した信用保証制度関連予算の減等（▲42億円）」とあるので、これを除けば3億円の増になるとも読めますが、いずれにしても、「革

命」というには物足りない感じが否めません。

3点目は、財政再建です。その財政再建について図表2では、「着実に進展」としています。プライマリバランスの記述をみておきましょう。「プライマリバランスも改善」とありますが、2017年度に10.8兆円の赤字だったものが、2018年度には10.4兆円の赤字になることをそう呼んでいます。改善していることに間違いはないわけですが、そのスピードが着実かどうかは議論が分かれるところです。

このあと、税制改正の話をしませんが、2019年1月から課税される新たな税をめぐって、観光庁がその財源を用いた事業の展開に力を入れていることも財務省の資料等から読み取れます。税収の見込みについても簡単にコメントしておきたいと思いますが、昨年度の当初予算、実績見込み、来年度の税収の概算を比較すると、かつては税率を引き下げても大きな増収となっていた法人税の勢いになくなってきている感じがします。

税ですが、総務省が公表している税制改正の「地方税関係」として取り上げられている資料のトップにあるのが、この二つの税についてでした。

森林環境譲与税については、2019年度から導入し、間伐や人材育成等に用いる財源として私有林人工林面積などを基準に譲与し、森林環境税の導入は2024年度からとするものです。本来は、森林環境税を導入してその財源で譲与すべきものですが、導入以前に譲与した財源は、他の特別会計から借り入れ、2024年度以降の税収から返していくという制度設計のようです。

自治体に集めさせる

必要性は？

この制度には、たくさん違和感を持っています。まず、国が、森林環境の現状について財源を確保して施策を実施する必要性を感じている、ここまではいいと思いますが、問題はその先です。この必要性を満たすのは、本来、地方交付税制度や国庫支出金制度のはずなのです。したがって、森林整備のための財政需要を手厚くし

て地方自治体が独自に考えた森林整備を実施する体制を確保しつつ、全国で同じ施策を展開する必要があるれば地方の一般財源による負担については地方交付税で措置し、なるべく高率の補助金を用意すればいいのです。

そのために、既存の財源で不足するという場合には、既存の国税を増税すればよく、国が個人住民税の均等割を市町村に多く集めさせておいて、それを吸い上げる必要性はよくわかりません。これについて、なるべく多くの国民が負担することが望ましいという理由も紹介されているようですが、ほとんどの国民が負担している既存の国税が存在しているのは周知の通りです。

しかも、新税課税のタイミングが、地方譲与税（用語解説2）の導入よりも遅くなっている理由には復興増税との関係があるようなのです。すなわち、今、復興特別住民税として個人住民税均等割に対して合計1,000円課されていると思いますが、これが終了した翌年度から今度は森林環境税として徴収するということになるのです。違和感がないのでしょうか。



歳入面を中心に

まず、全体像と地方の歳入面に関する点から整理しておきたいと思います。すなわち、一般財源総額は、昨年度と比較してほぼ横ば

(1) 地方財政計画の概要①

はなりません。大まかな金額については、総務省が公表している地方財政計画のポイント（通常収支分）を図表3として掲げておきますのでご参照ください。

い、356億円増の62兆1、159億円となりました。また、地方交付税は、3、213億円減の16兆85億、地方債のうち臨時財政対策債（用語解説3）は587億円減の3兆9、865億円となっています。数字でいえば、こうして億円単位まで明らかになっているかどうか、地方財政対策と地方財政計画の違いの一つともいえます。総務省としては、概算要求時にはもっと厳しい、すなわち、交付税はもっとたくさん減少し、臨時財

交付税の減り幅を小さくし、臨時財債は逆に減少にまで持っていくにあたって苦労されたようです。そのことが、図表3では「地方交付税の原資をできる限り確保」という表現にじみ出ているわけですが、本来、地方交付税の原資とは、国税（所得税、法人税、消費税、酒税）の一定割合なので、この割合を増加させる努力も併せて必要のように思います。地方交付税法上は、地方法人税も原資ですが、これは、もともと地方税だったことなどから、本来の原資とは性格が違うように思われます。ただ、国税の精算減の繰延べや公庫債権金利変動準備金（用語解説4）の活用によって臨時財債の発行が抑えられたのも事実です。ただし、臨時財債は今や、既存の臨時財債の元利償還のために発行するという色彩が強くなってきています。そろそろ、臨時財債そのもののあり方についても検討が必要なのではないでしょうか。毎年度、ここで、地方の税収についても簡単にコメントしてきました。今年度は所得割に着目しておきたいと思います。所得割全体では、2017年度から2018

(2) 地方財政計画の概要②

歳出特別枠の廃止と公共施設等適正管理推進事業費の増額

今回の地方財政計画で特に触れておく点があるとすれば、図表3において（2）、（3）にそれぞれ表現されている、歳出特別枠（用語解説5）の廃止と、公共施設等適正管理推進事業費の拡充であると思われる。すなわち、これまで「危機対応モード」として、様々な費目で措置されてきた歳出特別枠が廃止されることになりました。これだけですと、単純に地方の一般財源総額がその分減少することと

2018年度地方財政計画

ようやく話が地方財政計画までたどり着きました。冒頭にも申し上げたように、地方財政全体という意味では、今年度まではその一般財源総額が確保されるということで大きな変化と

実は、主に住民税の均等割の超過課税を実施して森林等のための施策に活用している自治体が37府県と1市あります。これは、理論的には、国が標準的に保障している水準を超えて自治体が課税するものですから、国の森林環境税が何に使われるかによって減税するなどの整理をすれば良いことで、報道等で問題視されている単純な「二重課税」とはならないと考えます。富山県でも、「水と緑の森づくり税」が導入されていますので、ご存知の方が多いのではないのでしょうか。富山県の制度が特徴的なのは、法人住民税の超過について、大企業の税率を高く設定しているところ。どのような経過でこういう制度となったのか関心があるので、日を改めて調べてみたいと思っています。

図表3 地方財政計画のポイント（通常収支分）

(1) 一般財源総額の確保等

- 一般財源総額について、子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費1.0兆円（前年度同額）等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保
- 精算減（平成28年度国税決算分）の繰延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税（交付ベース）について16.0兆円を確保
- 臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制

（参考：概算要求時点）

地方交付税：15.9兆円（前年度比▲0.4兆円） 臨時財政対策債：4.6兆円（同+0.5兆円）

一般財源総額 62.1兆円（前年度比+0.04兆円、前年度 62.1兆円）

一般財源総額（水準超経費除き）60.3兆円（同+0.01兆円、同 60.3兆円）

・地方税	39.4兆円（前年度比+0.4兆円、前年度39.1兆円）
・地方譲与税・地方特例交付金	2.7兆円（同 +0.1兆円、同 2.7兆円）
・地方交付税	16.0兆円（同 ▲0.3兆円、同 16.3兆円）
・臨時財政対策債	4.0兆円（同 ▲0.1兆円、同 4.0兆円）

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 公共施設等の適正管理の推進等

- 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充するとともに、事業費を増額し、0.5兆円を計上（前年度比+0.1兆円）

(3) 歳出特別枠の見直し

- 平成26年度から行ってきた平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を0.2兆円確保した上で、歳出特別枠（前年度0.2兆円）を廃止

に占める歳出特別枠による需要額の比率が相対的に高くなる傾向にあることに対応したものであると思われます。すなわち、小規模自治体は、一般的には財政力が弱いので、財政力が弱い自治体に対しては、交付税措置率を引き上げることになると思われます。

とはいえ、これまでは、ほぼ自動的に算定されてきた需要額が、事業を実施することが前提となりますし、図表4に※で注記されているように、その事業は公共施設等総合管理計画に基づいたものである必要があるため、新たな事業を実施するのが困難な自治体には措置されない可能性があることにも留意が必要です。これが、冒頭申し上げた、地方財政全体として一般財源総額が確保されるということと、各地方自治体の一般財源が同様に確保されるということとの違いです。

こうした、公共施設等適正管理事業費の拡充により1、300億円、維持補修費を250億円、社会保障関係地方単独事業を400億円それぞれ増額させて、歳出特別枠廃止による1、950億円分を確保しているのです。

時間の関係でごく簡単にしか触れられませんが、その他の費目についてもみておきましょう。まず、給与関係経費です。給与関係経費全体ではまだ65億円の減少ですが、退職手当以外の部分では576億円の増加となっています。計画人員でみると、教職員については相変わらず減少傾向が続いているようですが、一般職員については、民間委託の推進による913人の減少を含めても2、837人の増加となっています。こうした計画上の人員増加が正しく各自治体において反映されているかチェックする必要がありますが、

また、先ほど触れた歳出特別枠の中で、社会保障関係の地方単独事業を400億円増加することに触れましたが、一般行政経費において単独事業は401億円の増加となっています。すなわち、歳出特別枠廃止への対応分以外では1億円しか増加していないことになります。社会保障関係を中心に地方単独事業が伸びている中で、地方財政計画の一般行政経費は伸びず、財源保障が不十分である可能

性について、東京で行われた自治労本部主催の地方財政セミナーでは、和光大学の星野業穂子先生からご指摘がありました。

これらの数値も含めて、**図表5**に示しましたのでご確認ください。

2018年度の留意点

(1) 自治体の基金

財務省の見解

2018年の「骨太の方針」に注目する必要があるのは、2018年度までは確保されてきた一般財源総額について、2019年度以降の方針が示されることになることから、地方財政計画と基金の側からは、地方財政計画と基金の関係について「毎年度、赤字国債を発行して地方交付税を措置している現状を踏まえれば、各団体の基金残高の増加要因等を分析・検証し、国・地方を通じて財政資金の効率的配分に向け、地方財政計画への反映等につなげていく必要」があるとの見方が示されているようです。

自治体の基金には、財政調整基金（用語解説7）、減債基金（用語解説8）、特定目的基金（用語解説9）がありますが、地方財政計画が年度間調整を行わないのに対し、財政調整基金は年度間調整のために用いられる財源です。したがって、年度間調整を行わない地方財政計画という制度に年度間調整のための財源を含む基金の増加を反映させるというのは、どういう制度設計を想定したら良いのか正直なところわからないでいます。

総務省の見解

基金に対するこのようなプレッシャーは今年度にはじまったわけではなく、総務省としても地方財政計画や地方財政対策において、自治体の基金を意識していると思われる節があり、たとえば、2018年度の地方財政対策の概要においては、わざわざ「地方交付税等については、わざわざ「地方交付税加は影響していない」とのコメントを付けたりしています。

総務省は、「平成28年度地方財政状況調査における基金の積立状況等に関する調査結果」を2017年の11月に公表していま

なるわけですが、他の費目の需要額を増額することによって実質的に補てんするわけですが、その主な費目が公共施設等適正管理推進事業費ということになります。

公共施設等適正管理推進事業費においては、**図表4**をご覧ください。これまでこの費目は、公共施設等最適化事業費と呼ばれていたものでした。その対象事業として、新たに「ユニバーサルデザイン化事業」を追加し、これまでもあった、長寿命化事業について、図表4に下線を引かれた事業も対象とすることで拡充しています。

また、図表4に②から⑤で示された各事業について、起債の充当率は90%ですが、その90%のうち、元利償還について交付税措置の対象となる部分を従来の30%から「財政力に応じて30%～50%」という風に拡充することになりました。これは、自治総研の飛田研究員が指摘していることですが、歳出特別枠に相当する財源は、地方交付税の算定時に段階補正が行われることによって、小規模自治体において有利な算定がなされており、小規模自治体の中は、当該自治体の基準財政需要額（用語解説6）

図表4 公共施設等適正管理推進事業費の対象事業等 （出所）総務省ウェブサイト。

対 象 事 業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業 ・延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業	90%	50%
② 長寿命化事業【拡充】 【公共用建物】 ・施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業 【社会基盤施設】 ・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業 （道路、農業水利施設、 <u>河川管理施設</u> 、砂防関係施設、海岸保全施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、農道） 対象を追加	90%	30% ↓ 財政力に応じて30～50% 【拡充】
③ 転用事業 ・他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業 ・コンパクトシティの形成に向けた事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】 ・バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業 ・公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ 市町村役場機能緊急保全事業 ・昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等	90%	交付税措置対象分75%の30%
⑦ 除却事業	90%	—

※公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置づけられた事業が対象



す。この結果を受けて坂本隆哉氏（総務省自治財政局財務調査課理事官）が雑誌『地方財政』に寄せた「基金の積立状況等に関する調査結果の概要について」によれば、「国の施策や合併といった制度的な要因による積立てや、公共施設

等の老朽化対策や災害など様々な将来の備えのための積立てを行っていることが把握できた」、「行革や経費節減等の各地方公共団体の努力により、基金積立ての財源を確保していることも改めて確認することができた」としています。

また、日本経済新聞の編集委員、谷隆徳氏は、紙面で「基金を理由に交付税を削るなど論外」とする一方で、「お金をため込むのが自治体の仕事ではない」と基金が多いことを一方的に高く評価することもできないことを指摘しています。これらの現状認識や評価については、共有できるものと考えております。

ところで、昨年、富山にお邪魔した際に入手したと思われる『北日本新聞』2017年2月14日のコピーが手元にありました。そこには、朝日町の予算づくりの記事があり、その見出しには「削って削って基金積む」とあります。財務省サイドでは、基金残高の増加を地方財政の余裕とみているようですが、地方の実態はそうではないことをこの記事は教えてくれているようです。

県内自治体の基金状況

先ほどの総務省の調査結果においては、2006年度末と2016年度末の基金残高を比較すると、都道府県は3.1兆円、市町村は4.8兆円の増加となっています。富山県ではどうでしょうか。

図表6の左側は、富山県と県内市町村の基金を合計したもの、右側は、富山県の基金残高の推移です。

左側をみる限り、総務省調査のグラフに傾向が似ているようにみえるかも知れません。しかし、右側の富山県の傾向をみれば必ずしもそうはなっていないことがわかれると思います。つまり、全体的に増えているといっても、都道府県や市町村の個別の事情によって基金の動向はまちまちになります。税収や地方債など他の要因も同時に観察する必要がありますが、基金残高に大きな変動があった年度間にはその自治体の財政に影響を与え、事柄が起った可能性があると思われま。つまり、地元事情に詳しいみなさんの方が、このような推移を読み取るには適しているのです。各市町村の基金残高の推移もスライドでご覧に入れますので、是非、ご検討ください。

(2) 自治体の窓口業務

トッランナー方式の導入は？

窓口業務に関しては、地方交付

図表5 地方財政計画歳入歳出総括表（通常収支分）（単位：億円、%）

（出所）総務省ウェブサイト。

区 分	平成30年度 (A)	平成29年度 (B)	増減額 (A) - (B) (C)	増減率 (C) / (B)	備 考
(歳 入)					
地 方 税	394,294	390,663	3,631	0.9	
地 方 譲 与 税	25,754	25,364	390	1.5	
地 方 特 例 交 付 金	1,544	1,328	216	16.3	
地 方 交 付 税	160,085	163,298	▲ 3,213	▲ 2.0	
国 庫 支 出 金	136,512	135,386	1,126	0.8	
地 方 債	92,186	91,907	279	0.3	
う ち 臨 時 財 政 対 策 債	39,865	40,452	▲ 587	▲ 1.5	
う ち 財 源 対 策 債	7,900	7,900	0	0.0	
使 用 料 及 び 手 数 料	16,091	16,184	▲ 93	▲ 0.6	
雑 収 入	42,890	42,370	520	1.2	
復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	▲ 77	▲ 77	0	0.0	
全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	▲ 306	▲ 225	▲ 81	36.0	
計	868,973	866,198	2,775	0.3	
一 般 財 源 (水準超経費を除く)	621,159 602,759	620,803 602,703	356 56	0.1 0.0	
(歳 出)					
給 与 関 係 経 費	203,144	203,209	▲ 65	▲ 0.0	
退 職 手 当 以 外	187,313	186,737	576	0.3	
退 職 手 当	15,831	16,472	▲ 641	▲ 3.9	
一 般 行 政 経 費	370,522	365,590	4,932	1.3	
補 助	202,356	197,809	4,547	2.3	
単 独	140,614	140,213	401	0.3	
国 民 健 康 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 費	15,052	15,068	▲ 16	▲ 0.1	
制 度 関 係 事 業 費	10,000	10,000	0	0.0	
ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	2,500	2,500	0	0.0	
重 点 課 題 対 応 分	-	1,950	▲ 1,950	皆減	
地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費	122,064	125,902	▲ 3,838	▲ 3.0	
公 債 償 還 費	13,079	12,621	458	3.6	
維 持 補 修 費	116,180	113,570	2,610	2.3	
投 資 的 経 費	58,104	57,273	831	1.5	
直 轄 ・ 補 助	58,076	56,297	1,779	3.2	
単 独	5,000	5,000	0	0.0	
う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	4,800	3,500	1,300	37.1	
う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	25,584	25,256	328	1.3	
公 営 企 業 操 出 金	15,846	15,863	▲ 17	▲ 0.1	
企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	9,738	9,393	345	3.7	
そ の 他	18,400	18,100	300	1.7	
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費					
計	868,973 850,573	866,198 848,098	2,775 2,475	0.3 0.3	
(水準超経費を除く)					
地 方 一 般 歳 出	712,663	706,333	6,330	0.9	公債費、企業債償還費普通会計負担分、不交付団体水準超経費を除く

幸せな国オーストラリアから見た日本

はじめに

筆者は2017年10月から2018年10月までの一年間、オーストラリアの首都キャンベラにあるオーストラリア国立大学、規制とグローバルガバナンス大学院 (School of Regulation and Global Governance (RegNet), Australian National University) で在外研究の機会を得ました。5歳(当時)の子供と夫とともにオーストラリアで過ごした時間は、新たな視点で日本の今と将来を見つめる機会にもなりました。今回は、豊かに生きることが出来る「幸せを感じる社会」ということに焦点を当て、オーストラリアで過ごした感想をご紹介します。特に、ワークライフバランスが保てる社

会制度という観点から、オーストラリアと日本を比較しながらお伝えすることをテーマとします。

何を基準に「豊か」を語るか

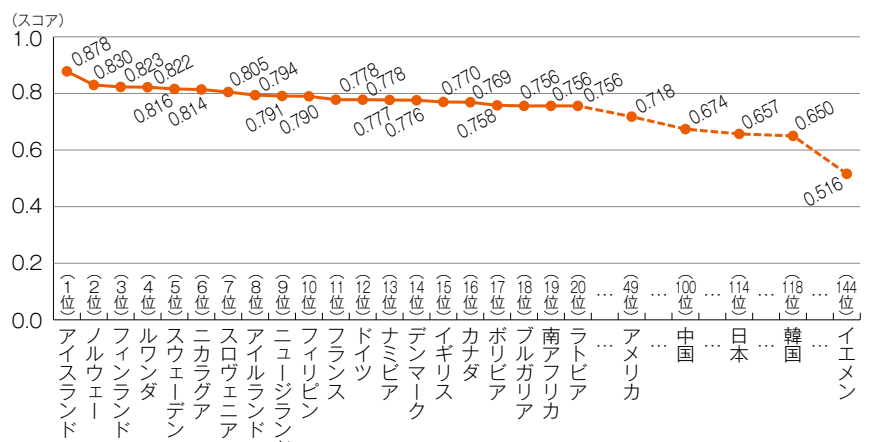
(1) 日本は幸せな国なのか… 経済・社会指標より

① 日本のジェンダーギャップ指数 114位

昨年11月に世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数が公表され、日本は世界144か国中114位であることが公表されました(図1)。この指標は「経済参画」「政治参画」「教育」「健康」の分野ごとに指標が示されていますが、日本はとりわけ「経済参画」分野中の「女性の労働力比率」「所得の男女比」「幹部・管理職の男

女比」指数が低く、「政治参画」分野では「国会議員の男女比」「閣僚男女比」「国家代表の男女比」が著しく低く前年より後退しています。それに対しオーストラリアは35位となっています。オーストラリアにおいてランキングを押し下げていく大きな要因の一つは、日本と同じく女性の政治参加率となっています。世界銀行によるGDP統計では、日本はアメリカ、中国に次いで第3位、オーストラリアは14位と

図1 ジェンダー格差指数 主要国の順位



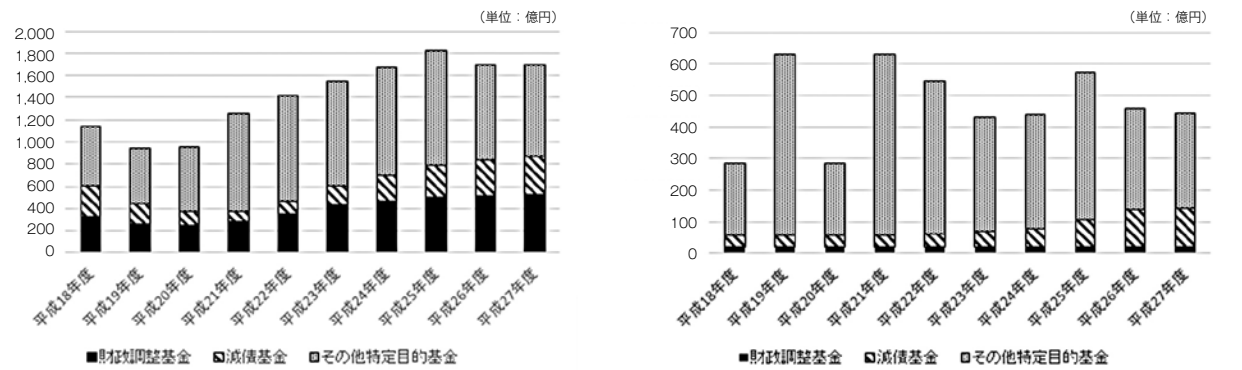
ジェンダー格差指数は「経済活動への参加と機会」(経済参画)「政治への参加と権限」(政治参画)「教育の到達度」(教育)「健康と生存率」(健康)の4分野の14項目で、男女平等の度合いを指数化して順位を決める。指数が「1」に近づくほど平等で、遠ざかるほど格差が開いていると評価される。

参考：ARISA IDO / HUFFPOST JAPAN



富山大学
経済学部経営法学科
准教授
雨宮 洋美さん

図表6 基金残高の推移 (左側：県＋市町村、右側：富山県)



税におけるトップランナー方式との関係で留意しておく必要があるようです。2018年度において、新たにトップランナー方式が導入される事業はありません。現在、トップランナー方式の導入が検討されているながら、実際に導入されていないのは窓口業務だけです。この窓口業務をめぐるのは、二つの動きがあります。一つは、民間委託のための標準委託仕様書が2018年度から全国展開される予定となっていること、もう一つは、改正された地方独立行政法人法が2018年4月に施行されることにより、窓口業務を地方独立行政法人が担うことができるようになるというものです。

総務省では、2019年度にもトップランナー方式の導入を検討することですが、このタイミングを考えると2018年に実際に事業を実施していない標準委託仕様書による民間委託や地方独立行政法人を対象としての導入は、単位費用について定めた、「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を

- 〔用語解説〕**

1 地方財政計画(地財計画)
地方交付税法第七条の規定に基づき作成される「地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」。これにより、税財政制度の改正や地方交付税率の検討等がなされる。

2 地方譲与税(譲与税)
国税として徴収した特定の税目の収入の全額または一部を、一定の基準に基づいて地方公共団体に譲与するもの。ガソリン税、自動車重量税など。

3 臨時財政対策債(臨財債)
本邦国が地方交付税制度を通じて補てんすべき財源不足について、平成13年度から国と地方で折半している(これを折半ルールと呼び、延長が繰り返されている)が、その地方負担分として発行する赤字地方債。償還については、後年度の基準財政需要額に全額算入されるが、地方交付税交付金の増加は保障されていないことに留意が必要である。

4 公庫債権金利変動準備金
地方債資金の共同調達機関として全都道府県・市区町村の出資により平成20年8月1日に設立された地方公共団体金融機構が旧公庫から債券借換損失引当金等約3.4兆円の全額を承継した。このうち、機構経営
- るかも知れません。万が一、トップランナー方式が導入されたとしても、民間委託や地方独立行政法人を導入するかどうかの判断は自治体に任されていることを念頭に置いて、注意深く動向を見守る必要があると思われます。
- の持続可能性を確保するために必要な額を除いた残余について、旧公庫から承継した貸付債権や既往の債券を適切に管理し、政府保証債等の借換えリスクに備えるため、管理勘定の財務基盤として確保したものと。
- 5 歳出特別枠**
リーマン・ショック後の地方の経済・雇用情勢の悪化等を踏まえた緊急時の景気対策として、地方財政計画の歳出に上乗せされた臨時の措置。
- 6 基準財政需要額**
普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を算定するもの。地方財政計画に示された内容と水準を根拠にしたもので予算とも決算とも異なる。また補助金等は除外し、必要な一般財源としての財政需要額を示す。
- 7 財政調整基金**
自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための基金。
- 8 減債基金**
地方債の返済を計画的に行うための基金。
- 9 特定目的基金**
大規模施設の整備などのために積み立てる基金。

なっています。日本はG7に名を連ねる経済的リーディング国でありながら、それに全く見合わないジェンダーギャップ大国であるといえます。

また、日本におけるシングルマザーの貧困割合は5割以上です。先進国といわれる国においてこのような状態が見られるのは日本だけといわれているほど異常で特殊な状況です。オーストラリアではシングルマザーに対する手当は手厚く、能力がある人がその適性を生かして仕事と子育てをしていくためのあらゆる現実的な支援があり、豊かに生きるための選択肢が用意されています。



写真1 現在進行中のもも含めた戦争の歴史を伝えるキャンベラの戦争記念館

②日本の幸福度指数 51位

「世界幸福指数インデックス」(WHR…世界幸福度報告)を参考にすると、日本はその経済的地位に見合わない51位というランキングとなっています。WHRの基準は1人当たりのGDP、健康寿命、頼ることができる人の存在、人生の選択の自由度、汚職のなさ、寛大さであり、その指標や統計についてはいまだ学際的・国際的に議論があるところではあるものの、女性、子供を含む社会的弱者が苦しい状況にあり、日本人が幸せと感じられない社会に生きている像が浮かび上がります。

オーストラリアのWHRによるランキングは9位なので、日本ほどの経済大国でないけれど日本よりずっと幸せを感じる人が多い、ということになります。またWHOの統計によると、日本の若者の自殺率は過去20年間世界のトップをキープし、経済成長とは無関係に右肩上がりに増加を続けて

います。

日本は人々が幸せを感じていない国、といえます。なぜそうなのかということは、特に女性の置かれた地位が先進国の中でも他に類を見ない特殊な状況にあること、女性の置かれた状況からは社会的弱者の置かれた状況が透けて見えると考えれば、女性・子供・マイノリティといわれる人々がとても生きにくい社会なのではないかということが推測できるでしょう。

(2) 現地でみたオーストラリア人の生活とワークライフバランス

①家族が中心の価値観

オーストラリアに家族で住んでみてすぐにわかったことは、オーストラリアの社会、文化、制度は家族が一緒に過ごすことを第一に優先すべきことという価値観のもとに成り立っていることです。日本の研究機関では夜遅くまで仕事をする人も多くいるのが当たり前でしたが、オーストラリアの大学では、研究者も事務スタッフも効率重視の働き方を徹底しているということがわかりました。基本的には自分の担当のことをやり成果を出す、ということが最も重要視されます。公務員であつてもこれ

は同じで、それぞれの生活パターン、仕事の成果に応じた働き方ができるようです。

うちの息子は日本では保育園に通う年齢でしたが、オーストラリアでは義務教育である小学校のキンダーガーテン(幼稚園部)に通わなければいけない、ということでした。そのおかげで、私はACCT(オーストラリア首都特別地域)の教育担当官と密に連絡をとり就学手続きをすることになるのですが、一度も直接行政の窓口に行くことをせず手続きを完了できました。記入すべき膨大な書類はありますが、すべてオンラインで提出でき、質問や相談は直接に行政の担当者や電子メールでやりとりし、迅速・丁寧に指示がもらえました。日本では一通の証明を取るにも行政窓口に並ばなければならぬこと、質問は直接または電話でするしかないことを考えると、オンラインですべて済ませられることは、非常に効率の良いやり方でした。

②男性の家事・育児は普通的光景

小学校は午前9時開始、午後3時終了で、子供の送迎は教室の前まで親の責任で行われます。もちろん、9時と3時に合わせた送迎ができない親のために日本の学童

保育のような役目を持つYMCAその他の施設が校内で運営されていますが、多くの親が9時開始3時終了という時間に合わせた働き方を選択・調整できる社会制度が用意されています。

夫婦ともに働く同僚や友達のライフスタイルは、家族中心、家事は分担制というものです。同僚のある有名な名誉教授(男性)と大学内のレセプションで、ワインと用意された前菜とともにいたっていたとき、グラス一杯を飲みほした彼が「これで失礼します。今日は私が夕食を作る日なのですが、あまり満腹になると作る気がなくなるので」と皆に言いウイソクをしつつにこやかに退席したのは印象的でした。まだ着任して間もない私にはとても新鮮に映りましたが、しばらく滞在すると日本では馴染みのない、男性が家事や育児をすることを日常的に話すのはごく普通の光景であることがわかりました。

③家事は子供のころから男女を問わず

なお、こうした光景は子供のころから家事分担が男女問わず当たり前である家庭によるところが大きいように思います。オーストラリアの学校には給食はなく、うち

の子供が通う小学校では毎朝、ドリンクボトル、モーニングティール用スナック(野菜スティックや軽食)、フルーツタイム用果物、ランチ(お弁当)、アフタヌーンティール用スナック(軽食やスナック)を持参することになっていま

した。オーストラリアでは学年が上がるにつれほとんどの子供が男女問わず、これらの用意を自分でするようになるようです。オーギー的(オーストラリア的)なランチは日本のお母さんが作られる彩り豊かなキャラ弁のような凝ったものはあり得ず、何かを挟んだだけ・塗っただけのサンドイッチやラップも多いですが、それでも男女問わず自分の食事は自分で用意する習慣が早くから身に付くことは確かです。もちろん、ビーガン、ベジタリアン、グルテンフリー、食を通じての主義主張発信等、同じ家族の中でもいろいろな食習慣がありえるオーストラリアにおいて、個人を尊重し好きな食を選択させる意味もあるでしょう。うちの子供(男児)も5歳ながら周りの真似をし、小学校に持っていくランチーおにぎり、サンドイッチなどを自分で作り喜んで持っていた日が何日かありました。

豊かな社会を家族で

(1) 子供の学校に合わせた社会を楽しむ

効率重視、そして子供の学校時間に合わせた働き方が主流のオーストラリア社会では、必然的に親が子供と過ごす、家族がともに過ごす時間が長くなります。仕事をするのは夕方まで、夕方からは家族で犬の散歩をしたり、ゆっくりと夕食をともし過ぐす、というのがオーギー社会では当たり前の日常です。日本では当たり前の母さんと子供だけの夕食、お父さんだけのお仕事や飲み会で連日不在か遅い帰宅、お父さんだけ単身赴任、お父さんは家事も育児もしない、という光景はま

ずありません。生み出された豊かな時間を人々はどうのように使っているのかを知る指標として、オーストラリアの人がなんらかのボランティアに関わる割合が5割以上である、というものがあ



写真2 息子が通ったターナー小学校でボランティアをする筆者(2017年アートフェスティバル)



写真4 現国会議事堂 アボリジナル（原住民）アートで飾られる正面玄関

治政府の公旗―（写真3）が掲揚されます。子供の小学校の入学式でも、私の職場である大学の入り口でも、この三つの旗が飾られています。アボリジニの旗はもともと住んでいた先住民族、トレス海峡自治政府の公旗はオーストラリア独立時に併合された島々の象徴となっています。そして、息子の通っていた小学校の正面玄関前にある記念碑には「オーストラリア国土は、もとはアボリジニの人たちの国でした。イギリスから渡ったオーストラリア人の祖先がアボリジニの土地を奪い国家を建設し

ア募集があると率先して名乗りを上げる人が必ずいます。うちの主人も専門性と経験を生かし養護学校の教員補助、障害者の方の引越、チャリティライブでのギターの演奏と一年間で体験させてもらったボランティアの仕事は多種多様です。適した人材にボランティア・サービスを迅速に提供してもらうため、ACTには犯罪歴等を調査した上でボランティアに適していると認定された人にWWVP（Working with Vulnerable People）カードを発行する制度があります。夫婦で登録しましたので、私も子供関係のボランティアを楽しみました。

(2) オーストラリア人から見た日本

オーストラリア人からみた日本は一言でいうと、旅行で一番行きたくない国、しかし住みたくない国、ではないでしょうか。特に、長野等の雪山でのスキーと温泉ツアーなどは、とても人気のコースです。観光等の一時的な滞在者に対し日本人が提供する質がよいのに安いサービスは、物価が高く人件費も高いオーストラリア人から見ればどれも素晴らしいものに映るでしょう。しかし、統計によると日本のおも

てなしや物価安は長時間労働、サービス残業、低賃金に支えられた結果のものといえそうです。いまや国際語となったカロウシ（過労死）に象徴されるような日本の長時間労働、効率重視でない働き方、女性の低い地位、子供のいる人（特に女性）が働きにくい社会のこともよく知られています。

マイノリティが幸せな国 みんなが幸せ

(1) マイノリティが生き生きしている国

オーストラリアに着任してすぐに気付いた日本との違いは、日本ではマイノリティといわれる人たちがとても頻繁に外出している光景です。公共の場ではバリアフリーが徹底されていること、互いの個人の権利の尊重が徹底されていることがその要因の一つではあるでしょう。着任したばかりのころにキャンベラで行われていた花の祭典（富山のチューリップフェアをもっと大きくイベント化したようなもの、というイメージ）に家族で連日出掛けたのですが、美しい花々が咲き乱れる中、連日多くの車椅子の人たちが家族と連れ立って遊びに来ている光景、車椅

子のカップルたちがカフェでワインを楽しむ光景を目の当たりにしました。私のいた大学の構内のカフェにも車椅子の方がよく一人でコーヒーを飲みに来ていました。彼が扉の前に着くと誰かが自動ドアのように戸を開けるのが当たり前でした。また、子供を連れて歩けば必ず誰かが声をかけてくれます。さらにベビーカーを押す人がいれば、自動ドアのようにその人の前で戸を開けてくれる人が現れるのが当たり前です。

日本では、障害を持つ人や家族が迷惑をかけないようにあまり外に出ないとか、孤育てと言われるように一人ぼっちで奮闘し子供を育てる人がたくさんいます。女性が暮らしやすい国は、マイノリティと言われる人たちがハンディをもつ人にとっても暮らしやすい、という印象を持ちました。

(2) 子供のときから

オーストラリアの国旗は公には、よく知られているオーストラリア国旗一つですが、国内の公式の場においては必ず三つの旗―オーストラリア国旗、アボリジニ（原住民）の公旗、トレス海峡自

ました。今の私たちの生活が、こうした歴史により成り立っていることを忘れないように。」と彫っています。自虐的でも正当化でもなく、淡々と事実を伝えているのですが、小さいときから歴史的事実を知ること、これが重要だと思いました。

そしてアボリジナル・アートは小学校のアートの時間で必ず取り上げられるテーマのようです。小学校に有名なアボリジナル・アートのアーティストが招かれ子供達が学ぶ場もありました。また現国会議事堂の正面玄関はアボリジナル・アートの敷石が敷き詰められています（写真4）。

おわりに

オーストラリアには何の問題もないわけではありません。高い賃金が保障される反面、継続する物価高がありますし、土地を追われたアボリジニに対する補償の問題はあらゆる局面で継続的に取り沙汰されますし、ドラッグの問題の深刻さは日本の比ではありません。こうした問題があるにしても、常に人々が笑顔でいること、知らない人同士でも気楽に話しかけあいコミュニティ内の助け合いが生きてい

ること、生き方の選択肢が多様であること、女性・マイノリティが生き生きとしていることはオーストラリアの素晴らしい魅力で、人々が生きやすい国だということを示しているように思えます。

オーストラリアおよびオーストラリア以外の人たちの本国でのライフスタイルを聞いてみても、オーストラリアだけが素晴らしいのではなく、実は日本だけが極端にワークライフバランスを保ち、人々が暮らしやすい社会の実現には、社会全般に通じるよい制度の構築が必須であることを学びました。よい制度が存在する上での個人の意識改革への働きかけは意味のあるものとなるでしょう。

黒い髪黒い眼の人々が構成される日本は、多様な肌の色・髪の色の人々が構成される多民族国家で



写真5 オーストラリア人口の四分の一は移民。多様な民族衣装からオーストラリア像がみえる。息子の通ったノースエインズリー小学校のハーモニー：他国の文化を尊重し各国の文化に感謝しつつハーモニーを奏でる日にて

写真3 オーストラリアの旗は三つで一國を表す



オーストラリア国旗

アボリジニ（原住民）の公旗

トレス海峡自治政府の公旗

ありマイノリティを中心に制度構築をしていこうとするオーストラリアに学ぶことは多いといえるでしょう（写真5）。

【参考資料】

- ・世界経済フォーラム・2017「ジェンダーギャップ指数」
http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2017.pdf（2018年3月1日アクセス）
- ・世界幸福指数インデックスhttp://ishs.org/happy_news/2017/hpy_id002217.html（2017年11月28日アクセス）
- ・世界銀行「世界開発報告」2017年
- ・UNDP「人間開発報告」
- ・North, D.1990. Institution, Institutional Change and Economic Performance. Cambridge University Press. その他

自治研センターの調査研究部会に参加しませんか

富山県地方自治研究センターでは、幅広い分野で調査研究活動に取り組んでいます。従来からの行財政、雇用労働、社会福祉、環境、農林の5つの部会に加えて、新たな調査研究部会並びにプロジェクトを設立しました。各調査研究部会には、大学の教員、自治体議員、自治体職員、市民が参加して、調査研究を行い、政策提言などを行っています。どなたでも、参加いただけます。自治研センター事務局にご連絡ください。

社会的弱者が生きやすい
社会を探究

「女性、こども、マイノリティを含む社会的弱者が生きやすい社会構築の方向性を探究する」新たな調査研究部会を設立しました。部会長には富山大学経済学部雨宮洋美准教授に就任して頂きました。新部会の名称は現在検討中です。

具体的には「ワークライフバランスを保ち、人々が幸せを感じる社会を目指すため、他国との比較をしつつ、日本社会がどのような制度構築をしていくべきかを検討する」こととしています。現在、部会員募集中。

行財政部会

部会では、地域に合った行政サービス、財政の在り方などについて調査・研究を行っています。より住民から関心を寄せられる議会の在り方などについて研究しています。

雇用労働部会

部会では、県内企業における非正規労働者の実態について調査を行ってきました。職場を訪問してヒアリングを行ったり、非正規労働者を正規化した企業の状況などについて研究しています。

社会福祉部会

部会では、これまでの社会保障費抑制によって後退させられてきた社会福祉全般について点検しています。また、県内で先駆的・実践的な取り組みを行っている団体について現場訪問など調査・研究を進めています。

環境部会

部会では、各自治体での環境事業の点検を行うとともに、先進的な企業の取り組みについて調査を行っています。再生可能エネルギーの導入状況の調査など、持続可能な社会をめざして研究しています。

農林部会

部会では、深刻化する農林業・農山村の課題について調査を行い、農山村の再生に向けた調査・研究を進めています。現在は「規模拡大以外に富山県農業再生の道はないのか」をテーマとして研究しています。

再生可能エネルギー
プロジェクト
(小水力)

富山は水の宝庫、小水力発電に市民レベルで取り組むことを目指し、再生可能エネルギープロジェクトを設立しました。先日、富山国際大学の上坂教授をお招きし、小水力発電についての勉強会を開催しました。2～3年を目途に調査、研究を終える予定です。

当センターと密接な関係にある「とやま市民エネルギー協議会」とその下にある「とやま市民エネルギー株式会社」は、2017年11月、第1号太陽光市民発電所を小矢部市清水に稼働し、現在第2号発電所を建設中です。



雇用労働部会



環境部会



農林部会

2018
10/5(金)
～7(日)

土佐自治研

「創ろう、市民自治のゆたかな社会」をメインテーマ、「土佐の地に学び、私たちの手で自由・自治・幸福を作り出そう」をサブテーマとして、「第37回地方自治研究全国集会」(土佐自治研)が高知県高知市で開催されます。

全国集会では、自治体行政や地域政策に関する実践活動のレポートや研究論文の募集を広く呼びかけ、各分科会のテーマごとに議論を深める資料としてきました。土佐自治研につきましても、現在、集会参加者とレポートを募集しています。

第37回地方自治研究全国集会 開催プログラム

日 時

2018年10月5日(金) 13:00～7日(日) 11:40

会 場

第1日目

10月5日(金) 13:00～17:30

全体集会 高知県立県民体育館

＜基調提起、記念講演「自由・自治・幸福を追求するための社会システム・財政制度のあり方(仮)」、パネルディスカッション＞

第2日目

10月6日(土) 9:30～16:30

各分科会 高知市の数か所会場、香南市・黒潮町各1会場で開催予定

第3日目

10月7日(日) 9:00～11:40

全体集会 高知県立県民体育館

＜パネルディスカッション、分科会報告、まとめ＞

☆土佐自治研レポート募集中☆

土佐自治研では、議論を深めるため、自治体行政や地域政策に関する実践活動のレポートや研究論文を、自治労組合員をはじめとして地域公共サービス関係者や市民、地域の研究者など幅広く募集しています。寄せられたレポート・論文は第14回地方自治研究賞の審査対象となります。

レポートは6,000字、図表資料等を含めて1万字以内、論文は8,000字、図表資料等を含めて1万字以内でお願いします。提出期限は、第1次締切が7月13日(金)、最終締切は8月3日(金)です。所属の組合・自治労県本部を経由して応募してください。

レポート・論文報告用紙は、自治研ホームページからダウンロードしてお使いいただけます。

〈自治研HP〉

<http://www.jichiro.gr.jp/jichiken/index.html>

参加お申込み・お問い合わせは所属の組合または自治研センターまで。